

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

1 日時

平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 46 分散会

（うち休憩 午前 11 時 57 分～午後 1 時）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、喜多正敏委員、後藤完委員、渡辺幸貫委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記

6 説明のため出席した者

小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、佐藤競馬改革推進室長、高橋参事兼団体指導課総括課長、高橋理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、鷲野農村計画課企画調査課長、伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第 15 号 吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議

決を求めることについて

- (2) 議案第16号 船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- (3) 議案第17号 船越漁港災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて
- (4) 議案第18号 田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
- (5) 議案第19号 釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
- (6) 議案第20号 門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて

9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第15号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部漁港課長** 議案第15号吉里吉里漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、吉里吉里漁港災害復旧（23 災県第 626 号）その 1 工事です。

工事場所は、上閉伊郡大槌町吉里吉里地先です。

請負者は、株式会社佐賀組・陸中建設株式会社特定共同企業体です。

契約金額は、変更前の契約金額が 14 億 1,076 万 1,742 円、変更後の契約金額が 15 億 5,758 万 4,502 円です。

工事の概要について、吉里吉里漁港の平面図の赤色で着色している防波堤の全長 250.8 メートルを復旧するものです。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成 27 年 5 月末時点の復旧状況です。

変更請負契約の理由ですが、本工事は、今回で 6 回目の変更となっております、これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。

第 1 回変更は、発注用の設計書を作成した時点と、契約した時点での資材価格に差が生じたため、請負者からの請求により単価適用年月を変更したものです。第 2 回変更は、平成 24 年度の出来高に合わせて年度支払限度額を変更したものです。第 3 回変更は、現地調査結果による地盤線の変更に伴う基礎捨て石の増などにより工事費を増額したものです。第 4 回、第 5 回変更は、生コンクリートの供給不足により工期を延伸したものです。第 6 回変更は、消波ブロックの仮置き場所が不足し、水中仮置き数量が増加したことなどによ

り工事費を増額したものです。

施工箇所は、吉里吉里漁港の全体平面図に赤着色で示しています。また、漁港施設被災前後の航空写真、基礎捨て石の投入状況と消波ブロックの海中仮置き状況の写真を掲載しているほか、標準断面図では、基礎捨て石が増となる部分を緑色で示しています。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 議案第16号船越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、船越漁港災害復旧（23 災県第 367 号その 2、第 368 号東防波堤他）工事です。

工事場所は、下閉伊郡山田町船越地先です。

請負者は、大坂・菊地特定共同企業体です。

契約金額は、変更前の契約金額が 11 億 3,400 万円、変更後の契約金額が 14 億 9,591 万 1,240 円です。

工事の概要については、船越漁港の平面図の赤色で着色している東防波堤の延長 261.1 メートル及び東第 2 防波堤の延長 246.1 メートルを復旧するものです。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成 27 年 5 月末時点の復旧状況です。

変更請負契約の理由ですが、本工事は、今回で 5 回目の変更となっております、今までの変更内容の主なものについて御説明いたします。

第 1 回変更は、平成 24 年度の出来高に合わせて年度支払限度額を変更したものです。第 2 回変更は、現地調査の結果、海中での大型鉄筋コンクリートブロックの取り壊し撤去作業が、新たに生じるとともに、取り壊し撤去用作業船の手配に時間を要したための工期延伸です。第 3 回、第 4 回変更は、消波ブロックの製作場所の変更により海上運搬作業に時間を要したための工期延伸です。第 5 回変更は、消波ブロックの製作場所の変更に伴うブロック運搬費の増などによる工事費の増です。

施工箇所は、船越漁港の全体平面図に赤着色で示しています。また、漁港施設の被災前後の航空写真、取り壊し撤去用作業船の作業状況、宮古港からの消波ブロック積み出し及び海上運搬状況の写真のほか、各施設の復旧に係る標準断面図を掲載しております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**小野共委員** 今回変更契約の中で、労務単価とか資材単価の上昇によって増額になったインフレスライドに伴うものと、実際に調査したら、もっと予算が必要だったといったような増額の3件と見ていたのですけれども、恐らく、工事の減額というのものもあるのだと思うのですが、議会案件となる減額変更はどんなものがありましたか。インフレスライドは御存じのとおり、労務単価なり資材単価が上がっているから、減額ということはないのでしょうかけれども、実際に調査をした結果、お金は要らなかったという減額変更のケースはありましたか。

○**阿部漁港課長** 減額になった事例ですけれども、今のところ議会案件はありません。ほかの小さい工事に関しても減額になったのは余り見たことがないのですけれども、例えば消波ブロックが被災を受け、ブロックが大分散乱しているような場合、それをもとに戻すために何個ぐらい流用できるかわからなかったようなものにおいて、例えば、当初は5割の流用で戻せると想定していたものが、7割、8割の流用で戻せるということになった場合であれば、新しく製作する個数が減りますので、減額になる場合が生じると考えております。

○**小野共委員** そういう場合があると考えるのが自然なんでしょうけれども、それでも減額変更の契約が議会に出てこないというのは、どういうことだと思っておりますか。

○**阿部漁港課長** 実は、船越漁港の防波堤災害復旧工事もそうなのですけれども、消波ブロックが、当初想定していたよりも散乱したものが多く使えることになりました。製作個数は減ったのですけれども、そのかわりインフレスライドで上昇する部分ですとか、あるいは地盤線が変動したことによって、捨て石が増嵩し、設計金額が増す部分があり、お互いに比較してみると、大体は増す分のほうが大きいということになっております。

○**高橋孝眞委員** 労務単価の関係のインフレスライドですけれども、当初の金額と、変更後の単価はどのようになっているか。それから、主な資材の単価はどの程度上昇しているか教えていただきたいと思っております。

もう一つは、第5回目で消波ブロックの変更、運搬費の増になっているのですが、その前に2回目で337日、3回目、4回目で161日、合計で500日工事が延期になっているわけでありまして、どうして当初の製作場所が船越漁港から宮古港に変更せざるを得なかったのか。そして、もっと早目に変更しておけばよかったのではないかと思うわけですが、その辺の理由について教えていただきたいと思っております。

○**阿部漁港課長** まず、インフレスライド関係の単価の変動額ですけれども、労務単価の特徴的な例として、普通作業員の場合、平成24年5月時点で1万1,800円が平成26年5月時点で1万6,100円と36%ほど増加しております。それから潜水士の場合、平成24年

5月当時2万8,000円が、平成26年5月当時3万8,300円と増加しております。

それから、生コン関係ですけれども、生コンの単価も上昇しております、平成24年5月時点で1立米当たり1万4,500円が平成26年5月時点で2万200円となっております。

それから、工期延伸の関係です。まず、消波ブロックの製作場所がなぜ変更になったのかということですが、発注した当時、船越漁港内のブロック製作施設で行おうと思っていたのですが、契約後に漁業関係の漁業施設保管施設用地が張りつくということが決定いたしまして、予定していたヤードが使用できなくなったこと、漁港内でほかの場所を探したのですが、漁業の再開が進むにつれて、養殖用の作業の場所としてかなりのエリアが使われていたこと、それから、当該漁港の近くで瓦れき処理が行われておりますが、瓦れきを選別したものを船越漁港から大船渡市のセメント工場に向けて出荷するというので、漁港内の一部のエリアも既に使用されていたこと、民地も探しましたが、防潮堤の敷地ですとか、瓦れき置き場といったようなところは、もう既に使用されていたことから、空きがなかったという状況でした。

それから、山田町内の山田漁港とか、ほかにも漁港がありますので、近くの漁港でつくれないかと、そちらを探したのですが、やはり自らの漁港の災害復旧工事で手一杯で、全く用地が確保できないという状況でした。いろいろ探した結果、一番近くで相当の広さの場所を確保できたのが宮古港だったということです。

それから、もっと早く設計額をアップできなかったのかということにつきましては、第3回、第4回変更で、消波ブロックの製作場所の変更で161日延伸して、第5回でその分の増額分を計上しているのですが、その辺は請負業者のほうとも話し合いをしました。第4回で何とか変更可能であれば変更するということは伝えておりますけれども、流用するブロックの個数が確定しないと最終的な製作個数が確定できないという工事の錯綜の関係もありまして、請負業者のほうから製作ブロックが確定できないとお話があったものですから、両者合意の上協定書を取り交わして、第5回最終変更で金額を増嵩することにした次第です。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号船越漁港災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部漁港課長** 議案第17号船越漁港災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、船越漁港災害復旧（23 災県 369 号）工事、船越漁港災害復旧（23 災県 299 号）工事、船越漁港災害復旧（23 災県 300 号）工事です。

工事場所は、下閉伊郡山田町字船越地内です。

請負者は、大坂建設株式会社です。

契約金額につきましては、変更前の契約金額が7億9,150万2,960円、変更後の契約金額が10億509万240円であります。

工事の概要については、船越漁港の平面図の赤色で着色している護岸・物揚場、合わせて延長476.9メートル、防波堤、延長75.4メートル、突堤、延長20メートルを復旧するものであります。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成27年5月末時点の復旧状況を示しております。

変更請負契約の理由ですが、本工事は、今回で5回目の変更となっております。今までの変更内容の主なものについて御説明いたします。

第1回変更は、平成24年度の出来高に合わせて年度支払限度額を変更したものです。

第2回変更は、現地調査の結果、海中での大型鉄筋コンクリートブロックの取り壊し撤去作業が新たに生じるとともに、取り壊し撤去用作業船の手配に時間を要したための工期延伸です。

第3回、第4回変更は、消波ブロックの製作場所の変更により、海上運搬作業に時間を要したための工期延伸と、労務及び資材等の単価上昇による工事費の増です。

第5回変更は、現地調査結果による地盤線の変更に伴う消波ブロック数量の増などによる工事費の増です。

施工箇所は、船越漁港の全体平面図に赤着色で示したものです。また、漁港施設の被災前後の航空写真、取り壊し撤去用作業船の作業状況、消波ブロックの据えつけ状況の写真に掲載しているほか、標準断面図では、消波ブロックが増となる部分を緑色で表示しております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 議案第18号田老漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23 災県第 678 号防潮堤その 1）工事です。

工事場所は、宮古市田老地内です。

請負者は、梨子建設株式会社です。

契約金額は、変更前の契約金額が 7 億 9,629 万 2,000 円、変更後の契約金額は 10 億 7,905 万 4,232 円となっております。

本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 345.6 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は今回の変更が 4 回目の変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしまして、第 1 回変更は、工事価格の積算時と契約時とで資材価格等に差があったため、単価適用年月の変更による増額を行ったものです。

第 2 回変更は、防潮堤復旧箇所で宮古市が行っていた震災瓦れきの分別処理の期間が延長されたことに伴い工期を延伸したものです。

今回の第 4 回変更では、傾斜堤の被覆コンクリートの品質確保のためコンクリート型枠工の増、地元調整により設置箇所が決定した階段工の増及びまちづくり計画等の調整に時間を要したことにより、工事期間を 223 日間延伸するものであります。

今回の変更により、契約金額が 10 億 7,905 万 4,232 円となり、当初契約金額に対し 47% の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

施工箇所は、田老漁港海岸の計画平面図で示しているほか、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

また、施工内容について、コンクリート型枠工は、堤体のり面の表面に設置する被覆コンクリートの施工に関し、その表面部分について型枠を取り付け、コンクリートの流れ出しを防止するものであり、階段工については、設置位置及び構造を記載しております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 議案第19号釜石漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、釜石漁港海岸災害復旧（23災県第551号防潮堤その1）工事です。

工事場所は、釜石市魚河岸地内です。

請負者は、株式会社テラです。

契約金額は、変更前の契約金額が6億5,843万1,265円、変更後の契約金額は8億1,099万3,145円となっております。

本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤196.4メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は今回の変更が3回目の変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしまして、第1回変更は、復旧する防潮堤の法線や陸閘の設置位置について、まちづくり計画との調整に時間を要することにより、工事期間を延伸したものです。

第2回変更は、労務及び資材等の単価上昇による増及び不発弾探査の実施に伴い、工事期間の延伸を行ったものです。

今回の第3回変更では、地質調査の結果により、一部区間の杭基礎工法の変更及び杭基礎工の設計確定に伴い不発弾探査の増を行うものであります。

今回の変更により、契約金額が8億1,099万3,145円となり、当初契約金額に対し45.8%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

施工箇所は、釜石漁港海岸の計画平面図で示しているほか、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

また、施工内容について、杭基礎工は、地質調査の結果、岩盤が一部浅いところにあることが判明し、その岩盤に杭を四、五メートル程度根入れさせる必要があるため、岩盤部への根入れが可能なオールケーシング工法へ変更するものであります。

不発弾探査は、防潮堤法線が確定し、杭基礎位置が決まったことに伴い探査範囲が決定したため、調査を全区間で行うこととして増とするものです。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**小野共委員** 今般の変更の内容は、不発弾探査のための調査であります。最初から湾内に不発弾が埋まっているということは、ある程度想定できたわけで、最初の契約の段階で調査費は入らなかったものですか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 釜石湾は戦時中に艦砲射撃を受けたということで、不発弾探査をするものですが、災害復旧工事ということで早期完成を図るという意味で、とりあえず発注させていただいて、その後防潮堤の法線が決まってから、その位置で探査をやらせていただいたものです。

○**小野共委員** 釜石湾の周りにつくる6.1メートルの防潮堤なのですけれども、直立式で窓つきになっていました。強度の問題と、県内で窓つきの直立式の防潮堤をつくっているところはありますか。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 窓つきにつきまして、港湾のほうでやっておりまして、漁港海岸につきましては、既設のコンクリート製品を使うということにして窓はつけていません。窓をつけるということは、地域で景観の問題とか、そういうところで必要に応じて設置しているということで、釜石湾のほかにもやっているところは聞いております。

また、強度については十分に計算されて、大丈夫だと考えております。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** ほかになければ、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 議案第20号門の浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

工事名は、門の浜漁港海岸災害復旧（23災県第559号防潮堤その2）工事です。

工事場所は、大船渡市末崎町地内です。

請負者は、株式会社菊池組です。

契約金額は、変更前の契約金額が10億2,284万4,240円、変更後の契約金額は、13億

7,456万4,600円となっております。

本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤440.6メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は、今回の変更が3回目の変更となっております。

これまでの変更の主な内容といたしまして、第1回変更は、単価適用年月の変更及び被災地の労働者確保に要する現場経費の増大分を手当てするための職員数の割増し係数の改定に伴う変更を行ったものであります。

今回の第3回変更では、現地調査の結果により、仮締め切り工法を大型土のう締め切り工から矢板締め切り工へ変更したこと及び地元調整により設置箇所を決定した階段工を増とするものであります。今回の変更により、契約金額が13億7,456万4,600円となり、当初契約金額に対し47.7%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

施工箇所は、門の浜漁港海岸の計画平面図で示しているほか、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

また、施工内容について、工事施工のための仮締め切りは、当初全区間を大型土のうによる仮締め切りとしていましたが、現地調査の結果、地盤沈下により海水が流入するため、一部区間について矢板締め切りへ変更するものであり、階段工については、設置位置及び構造を記載しております。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋農産園芸課総括課長 主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明させていただきます。

これまでの気象経過につきましては、お示しのとおりです。3カ月予報につきましては、気温、降水量ともほぼ平年並みの見込みです。

生育状況と技術対策です。初めに水稻ですが、生育状況は、6月25日現在、平年より二、三日程度進んでいるという状況です。今後の技術対策につきましては、穂や花粉がつくられる時期に低温が予想される場合、深水管理を実施します。それからいもち病が発生しやすい気象条件になってきているということで、その防除、それからカメムシ類の被害を防ぐということで、雑草の地域一斉刈り取りということになります。

続きまして、麦、大豆ですが、小麦の生育状況につきましては、収穫が6月20日ころから始まっておりまして、平年より1週間程度早くなっています。収量は平年並みと見込まれております。大豆の生育状況につきましては、出芽そろいが比較的良好、生育も順調です。今後の技術対策につきましては、小麦では適正な乾燥、調製、大豆では中耕、培土ということになります。

野菜ですが、果菜類の生育状況は、おおむね順調、葉菜類の生育状況は、雨が少ない状況もありましたので、一部の圃場でおくれが見られましたが、その後の降雨により回復しています。今後の技術対策につきましては、草勢管理、土壌水分の維持、適期防除ということになります。

果樹ですが、リンゴの生育状況は、開花が平年より8日ほど早く、結実も良好ですし、果実の肥大についても良好です。今後の技術対策につきましては、仕上げ摘果作業、適期防除ということになります。

花ですが、リンドウの生育状況は、早生品種で1週間程度生育が前進しております。コギクの生育状況は、おおむね平年並みの生育となっています。今後の技術対策につきましては、土壌水分の維持、適期防除が必要となります。

○菊池林業振興課総括課長 平成28年度以降のいわての森林づくり県民税（素案）の概要について御説明いたします。

第1、はじめにですが、いわての森林づくり県民税は、森林の公益的機能を維持増進させ、次世代に良好な状態で引き継ぐことを目的として、平成18年度に創設し、平成22年度には、いわての森林づくり県民税条例を改正し、取り組み期間を10年間に延長いたしました。今年度は最終年度となっております。外部有識者等で構成されますいわての森林づくり県民税事業評価委員会から、本年の3月に、今後も目的を継承し、当該制度を継続することが必要との提言をいただきました。この提言を踏まえまして、県として今後の県民税のあり方を検討し、素案として取りまとめたところです。

今後の想定するスケジュールですが、本素案につきましては、来月には地域説明会を県南、県央、沿岸、県北の県内4カ所で開催し、あわせてパブリックコメント、県民アンケート調査を行い、さらに検討を重ね、11月には最終案を取りまとめ、12月議会には制度延長のための、いわての森林づくり県民税条例の一部改正を提案したいと考えております。

第2、趣旨と背景につきましては、森林、林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷など依然として厳しい状況であり、引き続き県民税を財源とする取り組みが必要と考えているところです。

第3、取組の成果と課題につきまして、まず、税収等です。この県民税は県民税均等割の税率の特例として課するもので、毎年約60万人の県民の皆様、約2万3,000法人の皆様から納税いただき、この10年間の税収は、約71億円となっております。頂戴した県民税は、環境保全施策に限定して活用するために、いわての森林づくり基金に積み立てて管理をしております。

次に、環境重視の森林づくりです。間伐により管理が行き届かない暗い林に光を入れて、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹が入りまじった針広混交林へ誘導する、いわて環境の森整備事業を進めております。今年度末までに約1万5,500ヘクタールを実施することとしております。

この事業は、震災の影響を受けまして、平成25年度、平成26年度には事業面積が少し落ちております。高台移転や復興道路の事業などに作業員がシフトしたことにより、思うように作業が進まなかったものです。今年度は山に作業員が戻ってきておまして、今のところ順調に事業面積を確保できております。なお、平成28年度以降の緊急に整備が必要な人工林は約1万ヘクタールと見込んでおります。

次に、森林との共生の取り組みですが、県民等が参加する森林づくり活動の支援などの事業を展開しております。地域の森林づくり活動の支援や県内各地で児童生徒等を対象に森林学習会を行っております。これまでに延べ5万人の県民の皆様にご参加いただいております。平成23年度につきましては、震災の影響もあり事業を休止しました。平成24年度、平成25年度については、低い参加率になっておりましたが、平成26年度については過去最高の取り組み団体をいただきましたし、平成27年度については40を超える団体に実施をしていただく見込みとなっております。

第5、平成28年度以降の取り組みです。まず、課税負担額につきましては、現行制度と同じとしております。個人が1人1,000円、法人は資本の額に応じ2,000円から8万円、法人税均等割の10%としておまして、例えば50億円を超える資本の額の場合で8万円、1,000万円までの資本の額ですと、2,000円という区分でお願いしております。課税期間につきましても、現行制度と同じ5年としております。平成28年度から平成32年度までが次期県民税の対象期間と考えております。

次に、県民税を使った具体的な取り組みです。まず、ハード事業です。針広混交林への誘導として行う、いわて環境の森整備事業ですが、緊急に整備が必要である人工林は、平成28年度時点で約1万ヘクタールと見込んでおまして、この解消を目指したいと考えております。この事業を円滑に進めるための見直しといたしまして、保安林に対する採択基準ですとか、公道から遠いところは、どうしても手間やお金がかかりますので、そういった工期、距離等を考慮した採択基準を設けます。さらには、森林所有者の調査にはかなりの手間、時間、日数がかかりますので、その費用を諸経費に見込む体制を考えております。

間伐材の有効利用につきましては、平成23年度から必要経費の上乗せ支援を行っておまして、これまでチップ用ですとか、合板用などの活用実績があります。これを地域の公

共施設等の木質バイオマス燃料等の有効利用が可能となるように拡充することといたします。また、切り捨て間伐ということで使われていなかったものを、もったいないので活用してほしいという声や、逆に地域の間伐材を集めて事業を行いたいといった声もありますので、それをうまく結びつける取り組みを行いたいと考えております。そもそもいわての森林づくり県民税は、環境整備の取り組みと間伐材の有効利用という素材生産の交差点に立った取り組みです。

森林病虫害対策については、従来から行っております松くい虫被害対策に加えまして、ナラ枯れ被害対策のメニューを既存の施策とのすみ分けを図った上で追加実施したいと考えております。森林環境を保全する植栽については、再造林に対して支援を求める声もありますが、限られた財源ですので、緊急に必要とされる間伐にこれを充てることとし、ただし、税金の使途として環境保全の観点から植栽が必要である森林については県民税で支援をするという整理にしたいと考えております。

次に、ソフト事業です。いわて森のゼミナール推進事業ですが、森林環境学習の事業でありまして、森林環境を保全して次世代に引き継ぐためには、森林林業に対する理解醸成が必要でありますので、これまで小中学校における森林学習会ですとか、地域における森林づくり活動実践講座など多様な森林学習機会を提供しております。実施対象校が固定する傾向がありますので、これまで取り組んでこなかった学校などへも波及される取り組みを進めたいと考えておりますし、地域のキーマンを育成する指導者研修会を新たに実施したいと考えております。

いわての森林づくり普及啓発事業ですが、パブリシティ事業であります。森林の役割や重要性、県民税の趣旨や取り組み等について、多様な手法で情報を発信することといたします。事業の実施をもっとアピールして、より多くの県民の皆様へ県民税を知っていただくように工夫いたします。

県民参加の森林づくり促進事業ですが、地域団体ですとかNPO団体、市町村などが取り組む森林にかかわるさまざまな活動を支援しております。

一つ目は、里山の除伐、間伐、植樹などの森林整備活動、二つ目は、森林を学ぶ活動としまして、例えば樹木観察会、親子木工教室、まき割り体験、シイタケの植菌体験ですとか、そういった活動について支援しております。

三つ目は、森林資源の利用を促しまして、木材利用による環境保全効果を高めるということで、木材、木製品の利用促進活動を支援しております。実は、山を持っているけれども山に入ったことがないアマチュアの方がたくさんいらっしゃいます。素材生産者や林業のプロの担い手などは別建てであります。平成28年度からは、アマチュアを対象とした森林施業の研修活動の支援を行いたいという団体も多いので、その辺を活動メニューとして加えまして、皆様方の技術習得を支援したいと考えております。

あとは、複数年にわたる事業計画を採択して、必要経費を支援できるように見直したいと考えております。そのほか、これは県民の皆様から貴重な税金をいただいておりますの

で、団体には事業実施計画や予算計画などを出していただくのですが、団体によっては、そういった計画を出すのは、なかなか大変だというお話もよく聞きますので、新たにソフト事業に取り組みようとする団体等が円滑に事業実施できるように、その辺の指導、支援をしっかりと行いたいと考えております。

木材、木製品の導入支援につきましては、普及効果を考慮いたしまして、森林公園、教育施設、公共的施設に対する支援を強化してまいります。平成24年度からは、沿岸被災地の支援を目的に、木材、木製品等の県産材利用促進活動を行っておりますが、この取り組みを拡大したいと考えております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**喜多正敏委員** 議案等説明会でも質問がありましたが、大原商店に係る遠心分離機の競売にかかった補助金の相当額について、平成27年6月8日付のファクシミリで送られてきました。これについて説明をお願いしたいと思います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 大原商店に係る遠心分離機の競売にかかりました補助金返還についてです。この事業は、平成23年度の補助事業で整備したものです。フィッシュミール等の製造をする施設の中に遠心分離機がありますが、この遠心分離機1基につきまして、大原商店の代金の未払い部分があり、その分に対して、平成27年4月28日に盛岡地裁による競売が執行されたものです。財産が処分されまして、補助金相当額2,635万5,000円の返納が必要となりましたので、県は、事業実施主体である久慈市冷凍水産加工業協同組合に対して、請求しております。

加工協は、その時点で返還することができなかったものですから、3年間の履行延期の申請をしております。これに対して県は承認いたしました。そして、国への履行期限であります平成27年6月8日、国に対しての補助金相当額1,226万7,000円を返納したものです。

○**喜多正敏委員** 今の説明は、書いているものを読めばわかります。お聞きしたいのは、これ以外について説明を求めているわけです。まず一つは、大原商店が納入代金未払いだったのですが、平成23年度事業においては、フィッシュミールをどの程度生産し、そしてその販売計画があると思うのですが、これが立ち行かなくなったために納入代金が支払われなかったのか、その原因は何なのかということをお伺いしたいわけであります。

それから、競売に付されたということは、尋常ならざる経営の危機だと思うのですが、その申立人は誰なのか。それから、3年間の履行延期ということですが、このままでいきますと、補助金が返還されないということは県に対して損害が生じるということであります。その辺の状況について、さらに詳しい説明をわかるようにお願いします。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** フィッシュミールのプラントについて、なぜ未払いがあったのかということですが、大原商店の経営内容、その他、まだ詳細に把握しておりませんが、補助金を受けて契約をした部分のうち補助金の部分は、業者に支払われているようですが、自己資金の部分が未払いになったのではないかと考えております。

経営につきましては、震災によりまして、全ての施設が被害を受け、その復旧についてまだ軌道に乗っていなかったものと思われまます。

また、3年間の履行延期ですけれども、今後、補助金を返還していただくために、期間を要するものと考えて履行延期をしたものです。

○喜多正敏委員 もう少しわかるように説明願いたいのです。必要があつて遠心分離機を導入して、フィッシュミールを生産したと思うのですが、そのフィッシュミールをつくる遠心分離機がなくなったということで、フィッシュミールの生産の継続が可能なのかどうか。それから経営内容について把握していないということは職務怠慢ではないか。やはりこれだけの損害が生じるということについて、直ちに大原商店の経営内容を把握し、そのことは、久慈市冷凍水産加工業協同組合の経営にどの程度の影響があるかを加えて把握すべきではないかと思ひます。

そして、3年間猶予したのは何が根拠か。例えば、3年の間に大原商店の経営が軌道に乗って生産が回復され、所期の目的どおり販売が順調にいつて、経営の立て直しができるという見通しがあるという再建計画なり、収支計画が作成されているのか。あるいは、大原商店はもう倒産状況に陥って操業が不能であるのかどうか。大原商店の経営の実情はどうなのか。大原商店がもし払えないとすれば、加工協がかわつて、組合運営の中で償還をしていくという計画になっているのか。こういったことについて説明をお願いしたいと思ひます。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 フィッシュミールプラントですが、遠心分離機は3台ありまして、このうちの1台が競売にかけられたということで、まだフル稼働まではいっていないですが、残り2台の遠心分離機を使ってフィッシュミールの生産をしている状況です。

それから、経営の内容ですが、大原商店に働きかけて、経営の内容について詳細を把握しようとしているところですが、なお、大原商店から提供されていない状況です。

再建計画ですが、今まで大原商店では、県あるいは久慈市、加工協との話し合いに応じなかったのですが、6月に入りまして、話し合いが持てるようになりましたので、今後どういうふうに経営をしていくのか、再建の話し合いをしていきたいと考えております。

それから、償還ですが、基本的に、県は加工協に補助金の返還を求めております。加工協は大原商店からの返還を県への返還に充てるということで考えておりますので、加工協や久慈市と一緒にいつて、大原商店からの補助金の返還について対応してまいりたいと考えております。

○喜多正敏委員 大原商店は、現在2台でやっているということなのだけれども、普通は欠損が出たというレベルでありますと、経営についてはお金が回つていけば継続できるわけですが、競売に付されたということは銀行取引停止処分とか、運転資金とか、そういうことで経営が継続できているのか。あるいは、従業員が何人いつて、資本金が幾らで、この代表者は誰で、どこに所在するのか、企業の実態があるのか、今も操業しているのかどう

か。

それから、他のほうの債務も滞っているのではないかと思うのですが、そのあたりのことについても、聞かなければわからないという話ではなくて、例えば信用調査会社を使って調べるとか、もう少ししっかりしないとだめではないですか。その辺はどうなっているのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 遠心分離機は3台あったものが、現在2台で稼働しているということではありますが、その分だけ原料を調達しており、まだフル稼働まではいっていないという状況です。

大原商店は、資本金480万円、久慈市に所在があり、従業員は4名ほどです。他の債務等については会社経営の内容にも触れますので、この場での発言は控させていただきます。

○**喜多正敏委員** 被災をして、何とか復興させようということについては、それらの業務が忙しい中でいろいろ膨大な事業をしていたということで可として、願わくば復興してほしいということについては同じなわけであります。知りたいのは、その後の経営がうまくいくように加工協を通じて補助金を出してという話ですけれども、事業実施主体の大原商店について、結果的に少し抜かりがあったのではないか。膨大な事業をしているからたいへんなのですけれども、逐一経営状況の報告を求めるとか、あるいは本当に多大な投資が生かされているのか、そういったことについても現状把握が必要ではないか。

それから、3年間の話ですけれども、ただ延ばしたという話ではなくて、従業員がいるわけで、雇用のこともあるわけです。それから、そこに物を納入している人もあるわけです。会社が倒産するというのは、単なる倒産ではなく、やっぱり犯罪行為ですから、多大な迷惑をこうむる。犯罪というのは、刑法の犯罪という意味ではなくて、大変なことなわけです。取引先は、国、県等から補助を得た信用のある会社だということも期待をされるわけです。だから、こういうようなことについては、しっかりと対処する必要があると思います。

今回、一片のファクシミリが流れてきて、その後の顛末の報告がないということは、農林水産部の対応は極めて不誠実だと思って、ファクシミリが来たときに電話をかけてお聞きしました。こういうことをきょうの常任委員会でも報告しないという判断は議会軽視であるし、県民に対しての説明責任を十分果たしていないと思うのですが、農林水産部長の判断として、どうしてきょうは報告しなかったのですか。しかも、議案等説明会のときもあれだけの発言があったではないですか。我々議員の任期が限られているから言っているのではなくて、いつどのように今のような話を伝えようとするのか。少なくとも担当常任委員は、会派に持ち帰ってこうでしたと説明する責任だってあるわけです。非常に判断が甘いのではないですか。

○**小原農林水産部長** 大原商店の件ですが、当初は正副議長と地元の議員、それと当該常任委員以外の方々にこのペーパーを渡しておりませんでした。議案等説明会の際に、全議

員によく説明すべきではないかという御指摘を頂戴したところです。それを受けまして、議案等説明会の日に、農林水産部として改めて各会派を回りまして、全ての議員に対しこのペーパーを渡し、説明をさせていただいたところです。

それで一応説明したとは思っておりましたけれども、改めてきょう説明しなかったことについて、若干その辺の認識が甘かったと思いますが、きょうも質疑が交わされるという意見も聞いていましたので、こちらから改めて説明するということはしなかったということです。

○喜多正敏委員 紙に基づいての説明ということで出さなかったのですね。今第1回の説明を受けましたけれども、これは書いてあることをなぞって話ただけなのです。その対応などについては全然説明になっていないわけです。そういうことでは、問題を解決して次に当たろうという意識が足りないと思うのです。経営ですし、相手のあることですし、あくまでも計画ですから、なかなかそういかないこともあると思います。しかしながら顛末、対処方法についてはきちんと説明すべきだと思います。非常になめた対応だと思います。

それからもう一つ、被災して潮をかぶったとか、あるいは壊れたということで、それを修繕するための修繕費について補助を出す。しかしながら、この遠心分離機は既に流されてなくなったわけです。例えばほかのプラントが潮をかぶって壊れたとして、所有権が大原商店にある場合、それを直して加工協が借り上げて使うということであれば所有権は大原商店にあるということはわかります。しかし、遠心分離機は流れてなくなってしまっているわけですが、そうしたときに、補助金を出す場合においても、所有権を大原商店に与えたがために、残念ながら競売に付されるということになっているわけです。事業の仕組みがそうだとということでありましたが、いただいた資料によると、利用計画では、プラントなり機械を持っていた方が被災して壊れたものを修繕して、その費用を加工協が出して、加工協全体でそれを活用して復興していくというものです。しかしながら、加工協が購入して、加工協の組合員各社に共同利用として貸し出すことができるという説明もありました。可能性としては、加工協が遠心分離機を購入して、加工協が所有権を持ってみんなで使うというやり方も、これから読めるのだけれども、そうではなくて、その当時はそれでよかろうと思って一連でやったと思うのですが、そうした方式がとれたかどうか、国に確認されたのでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 まずは、今回の事業ですけれども、遠心分離機1基だけでは、このプラントは機能しないという部分があります。ほかの機械と連動して初めてフィッシュミールをつくることができるものです。そういうことを含めて一体的に整備するほうが効率的で合理的だということで実施したものです。

単体で加工協が整備することができなかったのかということについてですが、確かに理論的には可能であります。ただ、どうしても全体の中の一つのパーツだということで、全体で整備することが合理的だと判断したものです。

○喜多正敏委員 理論的に考えていけば、制度上できたということですね。例えば印刷業の場合においても、原稿をつくる、それから版をつくる製版、そして印刷をする製本、一連で初めて印刷の工程が完結するわけです。印刷機がなくなったとすれば一連になっていないわけです。しかしながら、結果とすれば、相手方は経営で、しかも立ち上がりのときですから、よかれと思って計画を立てるのだけれども、県とすれば県民の財産や国の財産を投じて事業をしていくわけですから、債権保全や十分なリスク管理をきっちり行わなければならないと思うのです。しかしながら、あれだけの忙しい中、多くの事業をやってきました。そのことについては、いたし方なかったとは思いますが、補助金がいろいろなことで議会でも問題になりましたが、今後は経営だか財産だかわからないということではなくて、事業をよくしようという観点から経営の把握とか、税理士なり診断士を派遣して経営計画を立てるとか、そして県とすればリスク管理を十分に、制度上できるものであれば、こういったような事態が起こらないように、慎重にやるべきだと思います。

簡単に1,600万円と言いますが、1,600万円のお金を現金で生み出すために、例えば経常利益率3%だといくらの売り上げに相当するか、減価償却等、大変な金額だと思うのです。農林水産部は極めてたくさんの事業をやっていますから、いろいろなことがあると思いますが、そういうことを今後ともきちっと管理し、対処していただきたいと思います。

それから、米価が下落して大変困ったということで、ナラシ対策とか、転用することによって補填するということでありましたが、前のナラシ対策の面積についてはわかるけれども、対象農家についてはなかなかわからないということで、時期を見て調査すればわかるという答弁があったと記憶していましたが、結果的に対象面積と、ナラシ対策の金額と、農家数はどうなったかお伺いしたいと思います。

○小原農林水産部長 大原商店の件については、大震災からの復興の中で、なかなか事業も多くて大変だったというのはそのとおりです。確かに通常であれば、もっと相手方の資金計画が大丈夫であるか、あるいは事業計画はどうなのかということを吟味して行うわけなのですが、震災からの復旧を優先したことによって、その辺の審査が甘かったということは反省しています。

現在大原商店の営業は継続していますので、その営業の中で、残金についてしっかりと返還がなされるよう、久慈市及び加工協、県以外の債権者と連携して、その解決に向けた方策に取り組んでいるところですので、このようなことが起こらないよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○松岡水田農業課長 ナラシ対策の実績についてです。金額につきましては、総額でおよそ23億円が交付されております。対象の農家数ですが、およそ2,000戸です。面積につきましては、水田面積およそ5万ヘクタールの39%です。細かい数字は公表されておりません。

○喜多正敏委員 農家数が2,000戸ということでしたが、全農家数が何戸あって、その何%ぐらいになるのでしょうか。

○松岡水田農業課長 水稻の作付農家数ですけれども、4万7,000戸ほどです。そのうち2,000戸が対象です。

○喜多正敏委員 米価下落、所得補償廃止で大変な打撃だということで、その対策で、ナラシ対策、ナラシ対策と政府は一生懸命言ってきたのですが、本県においては5万ヘクタールのうちの39%、4万7,000戸のうち、たったの2,000戸です。規模からいって、対象農家数は極めて限定的なものであるということが今のお話で明らかになりました。健康で安全な食糧供給も大事ですが、やはり農家が成り立っていかないことには、経営体も育成できないわけでありまして、言われているような特別税金だって危ういわけでありまして、こういった所得の向上策について、国の補助的な施策もあるわけけれども、多様な農業の担い手も必要だと思いますので、県としても対象農家層をきっちりと明確にした上で、所得向上について努めていっていただきたいと思います。あくまでも農家の顔が見える施策を打っていただきたいと思います。

○小原農林水産部長 ナラシ対策ですが、昨年度の場合は、ナラシの円滑化対策というのが経過的にありました。それは2万5,000件ほどありました。今回の国の制度改正によりまして、現在のナラシ対策についての加入促進を強力に進めています。この中での2,000件で、ナラシ対策に多くの方々に参加していただくということで要件が緩和されたものですし、農家の方々にとっての制度、仕組みですので、その辺を肝に銘じまして取り組んでまいりたいと考えております。

○小野共委員 大原商店について、経営内容が全く明らかにされずに、3年間の延長を決めた根拠はどこにあるのですか。それを明らかにせずに、3年間延長しましたということでは、経営内容は全く明らかにできません、わかってくださいという話になるのだろーと思っております。そういったことも全く理解に苦しみますし、不誠実な対応だろーと思っております。

議案等説明会の初日に、あれほどの大きい話があった中で、きょうの常任委員会で、当然説明なり進捗状況の話が出るのだろーと思っておりました。部長の答弁の中で、質疑があるだろーと、その中で説明をしようと思っておりましたということでありましたが、もしきょう質問がなかったら、何もなく我々は改選期を迎えてしまうことになってしまいます。これは全く不誠実な対応だと思います。まず、このことについて聞かせていただきたいと思っております。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 履行延期に関係して、当初大原商店と県、久慈市と話し合いなり、今後の対応について求めていたところですが、最初のころ、なかなか我々への対応をせず、会うことを拒否しておりました。6月に入りまして、大原商店と話し合いの場を持つことができるようになりました。この中で、経営の内容を明らかにすること、そして施設を稼働しながら、その施設の収益の中から債権を返還していくようにと申し上げておりますし、そのような形で、今後、経営の内容を把握していくようにし

ていきたいと思っております。

履行延期の対応につきましては、加工協から3年間の履行延期の申請がありました。その間、大原商店に働きかけをし、大原商店からの返還を求めるために、これくらいの期間が必要であるという判断で、3年間ということ申請したものと考えております。

○**小野共委員** 経営内容がわからないのに、どうして3年という話をのめたのですか。例えば、5年で何とかしますからとあちらから来れば、経営内容もわからないのに、5年という話をのんだのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 経営内容がしっかりとわからないというのは、微に入り細に細部の細部について、まだ承知はしておりませんが、大まかなところの経営状況については把握させていただいております。その部分については、企業の経営の内容でもあるので、皆様方、あるいは一般の方々には御報告していないという事情もあります。そういう部分も含めて、検討の材料にさせていただいております。

○**小野共委員** そういう話もなく、ただ3年延長しましたので、認めてくださいという話が、きょうの常任委員会で執行部側からの説明もなく、質問してから出してくるというのは、とても対応の不誠実さを感じるわけなのです。何か隠しているのではないかと思いますので、そういったところは、今後とも気をつけていただきたいと思いますところであります。

問題は二つ出てきたと思います。競売に付された遠心分離機の話と、あとは鳥の残滓の処理機械を買ってしまった目的外使用の話であります。大原商店は本当に払えるのですか。結局県民の皆様が知りたいのは、最後はそこだと思います。鳥の残滓の処理機械は、平成24年度の前払いの分が県と久慈市で2億3,700万円です。あともう一つ、競売に付された分、1,635万5,000円を足すと2億5,300万円ほどの行政に対する支払いがあります。新聞、マスコミ報道等によると、大原商店の売り上げは、平成24年の6月期で、1億2,000万円という話がありますが、これは本当に払えますか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 施設をフルに活用するということ、久慈市や加工協と一緒に指導してまいりますし、その部分の回収については、今後とも全力で対応してまいりたいと思います。

○**小野共委員** 大原商店が2億5,300万円を払えない場合は、加工協が払うということになりますか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 補助金の返還につきましては、加工協に求めていますので、加工協が支払うこととなります。

○**小野共委員** 加工協の年間の売り上げが約5億円ということでもあります。大原商店が払えなくて、加工協が払えないということになったら、どういうことになる想定していますか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 現段階では、加工協あるいは大原商店に働きかけて、返還を求めていますので、これが返還になるように、一緒になって全力で対

応させていただきたいと思っております。

○**小野共委員** 恐らく加工協の経営がおかしくなるわけにはいかないと思いますので、最悪の状態は、また県が債権放棄ということになっていくのかという気がいたしますけれども、その辺はきっちりと対応させていただきたいと思えますし、今回で常任委員会を終わるわけですけれども、また次の9月定例会からの常任委員会では、逐一報告をいただきたいと思っているところであります。

平成24年度の事業費4億2,800万円、鳥の残滓の処理機械です。これは、国の補助が9分の6で2億8,500万円。県と久慈市の自己負担が9分の1ずつになっております。9分の1の自己負担4,700万円は、大原商店が払ったのですか、それとも加工協が払ったのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** これは、大原商店が払うべきものです。

○**小野共委員** これは、大原商店が払うということなのですね。大きい問題は、補助対象先と所有者が違うことだと思うのです。加工協の20社が補助対象先になっているが、その所有者は大原商店になっている。マスコミ報道等によると、大原商店は8億円ほどの債務があり、その幾つかの債権者が、大原商店の債務のために遠心分離機を競売にかけた。でも実際に返還の最終責任があるのは加工協。どうして大原商店の債務に対して加工協が責任をとらなければいけないのか。結局補助対象先と所有者が違うということなのだろうと思えます。これは、かなり大きい問題であります。ちなみにグループ補助金の場合には、補助対象先と所有者が一致しているから、所有者イコール補助対象先の経営がおかしくなって、所有権を持っている設備が競売に付されたとしても、返還義務は所有者が負うという、とてもシンプルな制度になっています。でも、こちらは所有者と補助対象先が違いますが、この問題についてどう思えますか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 今回の事業スキームにつきましては、震災から水産加工業者が早期に復旧することを支援する目的で、国で新たな制度を立ち上げていただいたものです。組合が自分の組合員である加工業者の施設を修繕し、全体で共同利用に供するという部分に対して補助金を出すというスキームでした。そういうスキームにのっとってこの事業は実施されたものです。あくまでも早期に復旧させるために、特別につくっていただいた制度です。

○**小野共委員** 早期に復旧させるという話ですけれども、グループ補助金も全く同じ話であって、制度的には共同利用施設よりグループ補助金のほうが早く補助が始まっております。早く復旧事業を始めさせるための補助制度とおっしゃいましたが、もっとシンプルであったグループ補助金のほうが早く制度ができて、補助が始まったわけですから、その答弁も当たらないのではないのかという気がいたしております。

今回の共同利用施設の補助が甘かったのだろうと思えます。あの状況の中で、早く復旧したいという被災者の思いからして、それはやむを得ないと思っております。ただ、その後の対応を、もう少し執行部の皆さんにきっちりとさせていただきたいということでもあります。

いずれにいたしましても、改選後、また常任委員会で議論になる課題でありますので、逐一報告いたしまして、誠実に議論をしていただきたいと思います。

○**小原農林水産部長** 本日たくさんの御指摘をいただきました。この御指摘を踏まえまして、今後は、この際発言等の機会があるわけですので、執行部からしっかりと説明をさせていただきますと存じます。

若干説明を補足させていただきますと、今回、鳥の残滓の施設のもの、遠心分離機と二つあります。鳥の残滓処理施設ですけれども、現在施設が全く動いておりません。請負代金が払われていませんので、まだ業者の管理下にあります。したがって、大原商店がこの代金を払うことによって、その施設を、鳥の加工施設として稼働すれば、それなりの利益が上がるものと捉えています。それについて、業者などとの話し合いをしっかりと進めて、そして県に対しては財源について返還していただきたいということで調整を進めています。

それと、あとは補助対象先と所有者の違いです。確かに一般的には一致するのが本来で、個人の施設に補助金を入れての修繕はうまくないということで水産庁がつくったスキームです。グループ補助との違いですが、グループ補助よりも補助率が高いというものがあつて、こちらのほうで事業を行ったものです。ただ、その違いがこういったひずみとして出てくるということで、これは震災の特例の事業ということでこうなっておりますが、今後はこのようなことがないように、県としても事業スキームをしっかりとつくりたいと考えています。

○**渡辺幸貫委員** 鶏の残滓の機械を動かして、そしてお金を払うとすると、大原商店は、今度鶏の残滓を扱う業者になるのですか。それと、そういう残滓が入ってくる見込みがあるのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** この施設を稼働するためには、大原商店が鳥の残滓等を稼働させることになろうかと思っております。鳥の処理をした時期がありますが、その後はフィッシュミールだけでやっていたという経過があります。

それから、原料の調達については今後の課題と考えています。

○**渡辺幸貫委員** そもそも鶏の残滓の免許証があつたのですか。今もあるのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 鳥についても許可をいただいております。大原商店の許可そのものにつきましては、魚介等、それから食鳥の残滓、これらについて昭和 60 年に化製場の許可を得ているものです。

○**渡辺幸貫委員** 化製場の許可は、昭和 60 年に得ただけけれども、ずっと使っていなかったのではないですか。魚のほうはやっていたでしょうけれども、ずっと使っていなかったのに、昭和 60 年にもらったからといって、これだけの設備を持っている会社というのは、結構大きな問題になります。鶏が今どこで処理されて、その中から仕事をとっていくことによって、例えば県北で鶏をたくさん飼っていますけれども、それはどういうシェアなのか、例えば青森県なのか、現状を把握していて、その見込みがあるのか、状況をお聞かせ

ください。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** この施設の計画につきましては、大原商店では当初鳥の残滓の入手先等についても、ある程度想定していたようですが、現段階はしっかりとした計画がまだでき上がっておりませんので、どういうところから入手し、どういう販売をしていくか、計画をしっかり立てるように指導しているところです。

○**小原農林水産部長** 大原商店の平成 24 年度の鳥の関係事業ですが、大原商店が加工協経由で県に出した書類については、あくまで水産物の残滓で来ています。一方で、大原商店は鳥を一定程度仕入れて、それについて回すことによって収支計画を立てておりましたが、鳥をやるといふ計画書を、県には一切出しておりませんので、県としてはその計画が妥当かどうかといったような審査はしておりませんし、できておりません。

補助金の交付契約は解除いたしましたので、今、大原商店がつくっているものについて、それを鳥に使おうが、フィッシュミールに使おうが、大原商店がその機器を使って自分たちで収支を賄って、前金払いした分について県に返済していただきたいということで行っております。したがって、県として、資金の分の、事業計画自体の審査は、十分にできておりません。

○**渡辺幸貫委員** 結果的に、補助金返還できていないのですけれども、返還を求めたから、鶏をやろうが何をやろうが構わないということですね。どこか不思議と思いませんか。あくまでもフィッシュミールでやろうということを手を挙げて、それがいつの間にか鶏になって、補助金返還をしてもらえけれども、鶏もやってもいいですと県は認めますということなのですね。確認です。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 今回の施設は、鳥の施設ではなく魚の施設として平成 24 年度事業をやってきたものであります。それで、鳥の施設だということがわかって、補助金返還を求めたものであります。契約も解除し、補助金対象施設ではなくなっておりますので、あとは大原商店の経営により、これを使うことは可能と考えております。

○**渡辺幸貫委員** 逆に言えば、大原商店がどう使おうが勝手だけれども、それで倒産をしたときに業者が大原商店の衣をかぶって鶏の処理を始めても、それはいいのですと言わばかりに聞こえるのです。このままだと、倒産するかもしれないですが、それでいいのですか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 施設そのものが、まだ大原商店に移行しておりませんが、大原商店のほうでしっかりと請負代金を支払えば、大原商店が使うということについては可能です。

○**高橋孝眞委員** 大原商店について、今回説明をしていただきました内容についての当初の補助金額を教えてくださいたいと思います。それから、補助金ですので、最終的に支払いが確定されて補助金額が支払われると思うのですけれども、完了検査等についてはどういう方法で確認をして支払いがされているのか。

県からの補助ですけれども、大原商店に行く場合について、どういう流れで補助金が流れているのかについて教えていただきたいと思います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 平成 23 年度の補助金で、総事業費 11 億 1,700 万円の事業で、国と県の補助金が、約 9 億 4,500 万円の事業です。

完了検査の方法ですが、現地に赴きまして、施設がしっかり完成していることを確認し、そして請負代金等を確認して、それが確定しているということをもって工事の完了として認めているところです。

補助金の流れにつきましては、国から県に入ったものに県が上乘せし、その後加工協に補助金を出しております。加工協のほうでは、大原商店にその工事を委任いたしまして、その分の工事代金に相当する額を大原商店に出して、請負工事を実施したものであります。

○**高橋孝眞委員** 補助金について、一般的に補助金を受ける場合には、自己資金分は一旦別な預金に積み、最終的な支払いは補助金を受けてからという格好になりまして、実際支払いがされないことはあり得ない話だと思うのですが、今回どうしてそういう手続をとらないで支払いになったのか教えていただきたいと思います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 補助金の完了確認につきましては、施設がしっかりとできていることを確認いたしまして、工事代金がしっかりと確認できることをもって工事を完了とし、補助金を支出しているところです。

○**高橋孝眞委員** 私が農機具を買ったりするときは、まずは自己負担分を別な預金に積み、そして補助金額が別な預金に入って、そこから相手業者に支払いをすると指導を受けるわけですけれども、今回どうしてそういう必要性がなかったのかということです。そうしないと、資金繰り上、この事業そのものについて、よかったのかどうか分からないではないですか。資金繰りの対応をきっちり整理するときには、今のようなやり方をしておかなければいけなかったと思うのです。

先ほどから逃げるのは、震災のどさくさでという話になっているのですが、実際は平成 24 年の事業から 1 年延期して事業をしているのです。そういう意味合いでは、最終的に完了検査等の整理は十分できる時間的余裕があったはずなのではと思いますが、その点を含めてお願いしたいと思います。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** これまで補助事業では、工事の施設の完成と、工事代金の確定をもって完成とし、補助金を支出するという対応してまいりました。

○**工藤勝博委員長** 質疑の途中ですけれども、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**工藤勝博委員長** 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

○**高橋孝眞委員** 先ほどの補助金の流れの中で、9 分の 1 が自己負担ですけれども、その分については、それが補助事業としての資金繰りがきちっとできているかどうかの要件だ

と思うのですけれども、その部分がどうして対応になっていないのか、正確に回答をお願いします。

○**瀧澤管理課長** 補助事業の完了の要件ですけれども、機器等が整備され、あるいは請求書等によって経費が確定していることとなっております。補助事業上は別な預金ということは要件ではないですけれども、今回、補助事業で整備した施設、あるいは機械の代金支払いがなされないのが問題ということです。事業によっては、支払いがなされることを確認するため、運用上、別な預金での確認を行っているところです。

例えば地方公共団体が事業主体の場合には、予算措置の状況、あるいは会社組織などであれば、役員会等のしかるべき組織内部での意思決定といったものを確認しているということです。

○**高橋孝眞委員** 今回の補助金の流れは、加工協に一旦入るわけです。そういう意味合いでは、県としてとるべきことは大原商店との関係ではなくて、加工協との関係です。加工協そのものがきっちりと内部の整理をして、その上で大原商店と賃貸契約を結ぶかどうかは、また次の問題だと思うのですけれども、今の回答からするとおかしいのではないですか。法人としてきっちりと整理されているという内容になるのではないのでしょうか。その部分についてどう考えますか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 確かに加工協が事業主体ですので、本来であれば、大原商店の支出の部分、あるいは、みずからがどのようにしてこの補助事業を完了させていくのかというところを、しっかり確認するのはそのとおりであります。今回の場合は、大原商店に事業の実施そのものを委任しておりますので、その点までは確認していなかったものです。

○**高橋孝眞委員** 今の回答を聞きまして、そもそも、これは県と大原商店が加工協を通さないで事業を実施したのではないかと考えられるわけで、非常に問題ではないかと思うわけです。これは過去の例でいいますと、森のトレーも報告書を見るとそういう内容だったと考えられるわけですけれども、あの件も、県が最終的に補助金返還の負担をせざるを得ないような状況なわけです。今回もそうなるのではないかという気がするのですけれども、加工協としては、理事会などで、きっちりした対応がとられているという整理の中で、大原商店との話し合いをしたのでしょうか。

○**五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長** 事業採択に当たりましては、今回のような事業形態で実施するというので、加工協では役員会などを通して進めているものです。

○**高橋孝眞委員** 平成27年6月15日に配付されました資料の経緯から見ると、今後の対応については、久慈市と加工協と連携しながら大原商店に対して補助金相当額の返納を早期に行うよう求めるとあるのです。県としては大原商店に対して返還を求めるのではなくて、加工協に返還を求めればいわけです。なぜ一緒になって大原商店に返還を求めなければいけないのかわからないわけです。現実的には、加工協そのものは理事会で決定しているという内容であれば、その辺はどうでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 確かに加工協で事業採択をし、そして国、あるいは県に申請したものです。実際加工協の経営そのものにつきましても、現在県に補助金を返還できるぐらいの余力がない部分もありますし、大原商店からの返還をもって県に返還するということで考えておりますので、この点につきましては県も一緒になって大原商店の支払いを促す、指導するという考え方で対応しております。

○高橋孝眞委員 そもそも考え方が、加工協がやっている事業なので、県としては大原商店に対してどうこう言う必要性はないし、そういうように加工協の理事会などの会議の中で決定されている事項なので、加工協に対しての請求をきっちりしていくべきだと思います。そうでなければ、この事業そのものが、県が内容も精査しないで積極的に大原商店に補助事業をやらせたということになってしまうこと、そして、最終的に大きな金額になって県が全額を負担しなければいけないような内容になるわけですが、その部分についてきっちり整理をして対応していく必要があるのではないかと思います。

それから、返還をしなければいけなかった金額が減価償却後の残存価格となっているのですが、減価償却前という部分、それから一つの機械を差し押えで持っていかれたけれども、事業上、完全に対応できる内容でなくても、残った2基で事業が足りるということであれば、過剰に機械を買ったことになると思うのですけれども、その部分はどう考えるかお聞きします。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 加工協の債権の回収にあたっては、大原商店からの回収をもって債権の回収に向けたという考え方をしておりますが、この具体的な方向について、現在加工協でさまざま内部検討をしております。これは、今月末をめどに提出するような形になっています。そして、そういう形の中で、補助金の返還について、直接我々も入って対応していかなければならないと思っております。

減価償却の考え方ですが、償却を10年で見えております。それで試算をし、そして残存価格についての返還を求めたものです。

それから、現在2基で動いているわけですが、フル稼働する際は3基必要になってまいります。その計画に達していないことはそのとおりでありますので、大原商店のほうのしっかりとした経営によりまして、もう1基、また新たに追加できるような形になるまで指導してまいりたいと思います。

○高橋孝眞委員 補助事業で一部は返還して、一部は残しましたという例は過去にあったのかどうかということです。それから、全然支払いしていないものを減価償却した残存価格で補助金返還をすることについては、どうもおかしいような気がするのです。それも今回は競売によっているわけです。未払金で先取特権がついて、そうして行使されたという意味合いから見ると、補助金は全額返還するのが当たり前だと思うのですけれども、その辺は過去にも一部返還で済ませたというものもあるのですか。そして、その部分は減価償却残存価格で返還したということがあるのでしょうか。

これがあるとなれば、競売をやられていなかったら、補助金を払うことはなかった、10

年間やらなければ、返還請求がなくていいということになってしまったわけです。これはおかしいと思います。もう回答はいいです。

もう一つ、森林税の関係です。木材価格の長期低迷等依然として厳しい状況が続いており、県民税を財源とする取り組みが引き続き必要でありますということは、木材価格がどのくらいの金額になったら、この県民税をやらないのか。それとも、逆に言うと環境の問題として今回の県民税を考えているのか。価格の低迷から再度県民税を徴収するというのはおかしいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○**菊池林業振興課総括課長** 県民税は、環境を守るための税ということですのでいただいております。価格の問題は、わかりづらい表現をさせていただいて大変申しわけありませんが、背景として、森に手をかけるのはお金がかかるので、木材の価格が高い時代は再投資や間伐などの整備に十分投資できたのだけれども、価格が安くなったために、それまで手が回らないという背景を説明したものです。ですから、木材価格のピークは昭和 55 年ですけれども、そこまで戻るかとか戻らないかとか、幾らまで戻るかということではなく、森に手をかけるぐらいのお金の余裕がないという現在の状況を踏まえて税の徴収を提案しているものです。

○**高橋孝眞委員** そういう考えもあるのかもしれないけれども、価格が高ければ徴収しなくてもいい、一般財源で十分に対応できると思われるということをお願いだけあります。

次に、松くい虫被害対策が急増しているということで、県内でも非常に大きな問題であると思っているわけです。松くい虫の被害木がそのまま立っている、そして放置されているという状況の中で、この県民税を再度いただきますということについては、疑問を感じるわけでありましてけれども、その点はいかがでしょうか。

○**菊池林業振興課総括課長** 来期以降の計画の中で、松くい虫の関係は引き続きお願いしたいということで説明をしております。この松くい虫防除事業は、基本的には松くい虫等防除事業という森林整備の事業がありますが、それとは別に、松くい虫の感染源調査や松くい虫が広がっているところと広がっていないところの境目を間伐するときの搬出、集積の費用などを少しオンして、間伐の中で松くい虫が広がるのを防ぐ事業ということで、今回も引き続き行いたいというものです。

○**高橋孝眞委員** 税をもらうということですので、きちっと整理になっていると思うのですけれども、徴収される側から見ると、これもやっていない、どうしてと感ずるということをお願いしたいわけです。松くい虫対策についても、このようにやっていますということ、県民税をもらっているという意味合いから見て考えていただきたいということでもあります。

○**高田一郎委員** ナラシ対策について伺います。本県には 23 億円の支払額があつて、販売農家戸数の 5%弱、面積で 39%という実績のようです。新聞では、過去最大の資金額と報道されていますけれども、しかし去年は米価が大暴落いたしました。ナラシ対策はそも

そも経営安定対策の柱にすると政府は言っていますけれども、どれだけの減収補填になったのか答弁をお願いします。

○**松岡水田農業課長** 昨年の米価下落による収入減少の影響額は122億円、そのうちナラシ対策で23億円が補填されています。また、ナラシ円滑化対策につきましては、まだ補填額は明らかにされておられません。20億円と見込んでおりましたけれども、既に農家の方々には補填されたと聞いております。

○**高田一郎委員** ナラシ円滑化対策は1年限りになっています。次年度以降からはなくなるという形です。そして、昨年の米価の暴落の減収額122億円に対して、ナラシ対策での補填は23億円でありますから、2割程度という状況です。

ただ、ナラシ対策については、農家の抛出金もありまして、農家が1に対して国が3ということですから、補填の4分の1程度は農家の抛出の部分があるわけですから、実際は2割にも満たない補填ということになると思います。そして、面積割合でも4割いっていないし、販売農家の4.数%ということですから。今収入保険制度の議論も始まっていますが、政府は、ナラシ対策を今後の経営安定対策の柱に位置づけ、これをベースにしていくと述べているのです。これで本当に経営安定対策につながっていくのか、県としての認識、考えについてお伺いしたいと思います。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** 経営安定対策の柱ということで、言うなれば、この対策しかないわけです。その前に、米の需給と価格の安定ということで、まずは需給安定を図る必要があります、今一生懸命取り組んでおります。国でも、2巡目なのですが、今度、過剰に作付しているところを歩きながら、需給の安定に対して取り組もうとしています。そして、その上でこういう経営安定対策ということになります。ただ、加入者が約2,000件という状況ですので、できるだけ加入率を上げるような取り組みをしてみたいと思っています。このことで、需給の安定と経営安定対策を合わせて経営安定になるように取り組んでいかなければならないし、取り組んでいこうと考えているところです。

○**高橋参事兼団体指導課総括課長** 収入保険制度ですけれども、農家の経営安定のための新しいセーフティーネットの仕組みで、まさに価格低下による収入減少などの機能を持たせる制度ということで、国が現在検討を進めている状況にあります。国では平成29年の通常国会に関係法律を提案したいということで、減反制度がなくなるものにかわる制度として、現在制度設計のための事業化調査が行われているところです。

基本的には、農業共済制度の現在の課題として、自然災害等による損失については対応できるわけですけれども価格の低下による損失、つまり市場価格の変動リスクには対応していないということがありますので、それを補う形のセーフティーネットということで、現在検討が進んでいるという状況です。

○**高田一郎委員** 今政府が進めているナラシ対策は、経営安定対策の柱に位置づけると言っていますけれども、私はそうではないと思うのです。これが経営安定対策だといって、どんどん進めていけば、一体農家はどうなるのかというところです。

今のナラシ対策は、過去5年間のうち、一番高い年と低い年を除いた3年間の平均価格が標準的収入額で、これが下がった場合の9割を補填するということですから、今の米の価格を市場原理に委ねている中で、恐らくことしもどんどん下がっていくでしょう。あくまでも下落に対する緩和対策ですから、今生産費は1万3,000円程度と言われてはいますが、この生産費を保証するような価格保証ではないのです。きちっとした価格保証対策をしっかりと国に要求していかないと、ナラシ対策を安定対策の基本としていくという政府の考えは間違った対策ではないかと思うのです。その基本的なところをお伺いしたいと思います。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** ナラシ対策の課題とするところは、価格の5中3－5カ年の平均価格の一番上と一番下をとって、それを平均するというところで、最近の米価の動向、推移を見ますと、右肩下がりのような状況になってきているということと理解しています。このことにつきましては、制度設計の段階で、今まで国に申し上げてきているところであり、引き続き県として価格の実態について申し上げてまいりたいと思っています。

やはり価格安定対策の前提になるのは、需給の安定がないと、制度的には難しい部分もあると理解しておりますので、需給の安定の対策と経営安定対策の両方がうまくいくように、国にも機会あるごとに意見を申し上げたいと思っています。

○**高田一郎委員** 需給の安定を図るために、飼料用米の生産をどんどん拡大していくということで、全国農業協同組合中央会は60万トンを目指してはいましたが、今年度岩手県の場合は昨年実績の2倍、全国では35万トン程度です。目標からすればかなり少ないのです。農林水産省自身も、需給安定のためには、さらに主食用米から飼料用米に移行が必要ということで、申請期間を1カ月程度延ばしたわけですが、今の飼料用米の取り組み状況、あるいは政府の在庫、民間備蓄を考えていくと、ことしの米の価格は、黙っていれば落ちていくのではないかと思うのです。

2015年産米については、これからの天候次第でどうなるかわかりませんが、さきの見通しをしっかりと持って、早い段階で対策を求めていかなければだめではないかと思うのですけれども、2015年産米の価格対策に対する県としての対応について伺います。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** 2015年産米の需給の見通しについては、まだ確定していないところで、飼料用米の申し込み期限がありますので、鋭意取り組んでいますし、国としても主食用米の作付の多いところには地域に訪問するとか、そういう取り組みもされているということで、できるだけ目標に近づくような取り組みを期待したいと思っています。

幸いなことに、岩手県は目標の水準まで達しておりますし、自主的に取り組み参考値という水準のところまで来ておりますので、岩手県の農家の方々には御理解いただいて取り組んでいると思っています。

価格につきましては、まだはっきりいたしません。先週末の日本農業新聞に載っている全国農業協同組合連合会の記事を見ますと、これまでよりは幾らか高い価格で取り引きされるという報道もありますので、報道どおりになることを期待したいと思っていますし、

まずはしっかりとした需給環境となるように、国にも取り組みいただきたいと思っておりますし、農業団体にも主体的な取り組みを期待したいと思っております。

○高田一郎委員 昨年の米価の大暴落、123 億円という大変な減収、そして、減収に対する補填がわずか23 億円、実態としては、さらに農家の抛出金を除けば、十数億円という状況です。こういうナラシ対策を安定対策の基本にしていくという状況の中で、さらに米価が下がっていくことになれば大変な事態だと思いますから、県としてしっかりと価格安定対策に取り組んでいただきたいと思っております。

震災関連について伺いたいと思っております。復興事業における地方負担の問題であります。平成28年度以降の復興事業において、被災自治体に地方負担を求めるという方針が決まりました。県と市町村を合わせて90 億円というお話がありますが、農林水産部における地方負担がどの程度になるか。こういった事業が対象になって、どれだけの財政負担になるのか、この点について、わかりやすく答弁いただきたいと思っております。

○中村企画課長 現在、政府の方針の中で、自治体の負担の対象事業が明確にされているもので試算いたしますと、今後5年間のトータルで新たに生じる地方負担額は、県が13 億5,000 万円ほどになっています。主な中身につきましては、防潮堤の整備等、放射線物質の低減対策、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金など、国でこういった事業が示されているところです。

○高田一郎委員 事業について、もう少しわかりやすくお願いします。それと、現時点でまだ明確になっていない分野があるとお話をされました。具体的にどのようなものなのか、もし詳細がわかれば答弁いただきたい。

○中村企画課長 国から示されております個別の事業ですが、水産基盤整備事業につきましては漁港等の整備事業ですし、また農山漁村地域整備交付金につきましては防潮堤等の新設等のもの、それから東日本大震災農業生産対策交付金につきましては放射性物質吸収抑制対策ということで、具体的には堆肥、肥料の施用というもの、種苗放流支援事業については他地域からの種苗の購入にかかわっているもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業につきましては農地農業施設や集落道等の整備というものです。これらは、新たな地方負担が明確に示されているものですが、一部には一般会計等に対応する事業というものも国から示されています。具体的に言いますと、森林整備事業が一般会計に対応する事業となっておりますが、その影響額ははまだ把握できないということです。

○高田一郎委員 港湾整備事業、防潮堤、農道等というハード事業があります。放射性物質の対策とか、種苗というものもありまして、ハードからソフトまで幅広く影響が出てくる事業です。それで、知事は今回の一般質問の中で、地方負担が導入されても復興をおくらせるわけにはいかないという話をされて、地方債も活用しながら、新年度の予算編成の中で検討していくという話もありました。これは、ハード事業については、被災自治体のまちづくり計画等もあるわけですから、絶対におくらせないということだろうと思うのですが、新年度の予算編成の中で、要検討になるのでしょうか。例えば地方債の活用といっ

でも、例えばどういうメニューなのか、国から後で交付税措置されるとは思うのですが、その見通しはどうか、本当に復興をおくらせてはならないのだという、そういう方向になるのか。

もう一つは、少ない負担割合であっても、農林水産部では13億5,000万円となるわけですから、これを最優先してしまえば、通常の事業にも影響してくるのではないかと思うのですが、今後予算編成が進められていくわけですけれども、その辺の考え方について、農林水産部長に伺いたいと思います。

○小原農林水産部長 地方負担額は、県ベースですと13億5,000万円ですが、市町村を加えまして、16億6,000万円という金額になるところです。この事業自体については特定されましたので、明らかになった事業については知事から復興をこれによっておくらせることがないよという指示もいただいております。ただ具体的にどの地方債を充てるかについては、来年度当初予算の編成過程の中で、これから調整する予定としています。

地方負担が通常事業に影響しないのかということですが、これもこの地方負担が一般の県政の推進に影響を及ぼすことがあってはならないと捉えています。したがって、まさに一例として地方債の話がありましたけれども、かかる分を別枠で確保するといったような考えで進めておりますので、これが通常業務に影響しないよう、一般会計で対応する森林整備事業なども含めて、これから調整を進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 森林整備事業について、これまで復興事業だったものが一般会計で対応するということで、せっかく北上市にその工場ができて、震災を機に、外材から国産材に大きく転換できる、またそういう方向で頑張ろうという状況になっているときに、大きな影響を受けるのではないかと思うのです。一般会計で行う場合に、国の補助はどうなっていくのでしょうか。もしこの事業が通常どおりできないことになると、どのような影響が出るのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○阿部森林整備課総括課長 森林整備事業について、今、北上市に合板工場ができて、県内の林業、木材の流通も含めて、非常にいい流れができていますと認識しております。こういった中で、森林整備事業は、これまで県負担分について、震災復興特別交付税による措置をいただいたところですが、被災地の復興との関連性、緊急性について改めて精査すべき事業と整理されております。したがって、一般会計化、あるいは交付税措置がどのくらいなのか、そこら辺が現時点でははっきりしていないといった状況です。このため、今後とも必要な情報収集に努めるとともに、国に対しては引き続き本県の実情をしっかりと説明してまいりたいと考えております。

また、影響についてですが、平成27年度の当初予算で申しますと、約16億円、県で予算化させていただきましたけれども、この交付税措置による県の負担分が4億円ですので、それがどういったような取り扱いになるか、それによりまして、本県の林業の流れに水を差すようなことになりかねないと認識しております。

○喜多正敏委員 大原商店に係る資料をいただいているわけですが、きょういろいろ質疑

が交わされました。いただいた資料はフィッシュミールに関する資料であります。鳥の残滓から始まって問題が起きているということで、この資料をもう少しわかりやすく、また全体の事業がわかるように、もう一度調整をして、任期中に各委員にお配りして、説明をお願いしたいと思うのですが、取り計らいをお願いします。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 詳細な資料ということですが、今後そのように対応してまいりたいと思います。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

当農林水産委員会は、きょうが今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成25年10月に発足し、以来、各位におかれましては、2年間にわたり、本県農林水産業振興のため、終始熱心な御審査と活発な御討議をいただきましたことに対し、心から敬意と御礼を申し上げます。

当委員会といたしましては、これら質疑、提言、そして要望等を通じまして、東日本大震災津波からの復興、そして県勢の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えております。特に平成26年度は議員発議により食と農林水産業の振興に関する条例を制定させていただきました。これらの条例をもとに、本県の農林水産業のさらなる施策を充実してまいりたいと思います。

また、委員会の運営に当たりましては、高橋副委員長をはじめ、委員各位及び執行部の御協力、御支援によりまして、委員長の職責を無事果たすことができましたことに深く感謝を申し上げます。

終わりに、今任期をもちまして勇退されるとうかがっております喜多正敏委員におかれましては、県議会議員として県勢発展に多大なる御尽力をなされました。その御労苦に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

また、来るべき選挙に立候補されます各位には、再び県議会議員として東日本大震災津波からの復興、そしてさらなる県勢発展のために御活躍されますことを御祈念申し上げ、一言の挨拶にかえさせていただきたいと思います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。